

沖縄県地球温暖化防止活動推進員運営要領

(目的)

第1 この要領は、沖縄県地球温暖化防止活動推進員設置要綱第10条に基づき、その実施に関し必要な事項を定める。

(身分証明書)

第2 沖縄県は、沖縄県地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）を委嘱する際には、身分を証明する「沖縄県地球温暖化防止活動推進員カード」（以下「推進員カード」という。）を交付するものとする。

2 推進員カードの様式は、別紙第1号様式のとおりとする。

3 推進員が、環境保全のためのボランティア活動を行う際は、推進員カードの携帯に努めなければならない。

4 推進員は、推進員カードを紛失し、又は破損したときは、直ちに沖縄県環境部環境再生課長（以下「環境再生課長」という。）へ報告し、併せて推進員カード事故届出書（別紙第2号様式）により、環境再生課長に届け出なければならない。

5 推進員は、推進員カードを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

6 推進員は、推進員の委嘱期間が過ぎたときは、速やかに当該推進員カードを環境再生課長に返還しなければならない。

(活動報告)

第3 推進員は、活動状況を別紙第3号様式に記録するとともに、必要に応じて、その活動状況を環境再生課長に報告するものとする。

(雑則)

第4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成17年 2月16日から施行する。

附則

この要領は、平成19年 3月22日から施行する。

附則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和 3年 2月17日から施行する。

別紙第1号様式

(表)

第 号	
沖縄県地球温暖化防止活動推進員カード	
住 所	沖縄県那覇市〇〇〇××番地
氏 名	沖縄太郎
上記の者は、沖縄県地球温暖化防止活動推進員設置要綱に基づき沖縄県地球温暖化防止活動推進員であることを証明する。 ただし、任期は 年 月 日までとする。	
沖縄県知事 印	

(裏)

<p>沖縄県地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化対策に強い関心を持ち、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るためのボランティア活動を行っています。</p> <p>当該推進員は、ボランティアとして活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではありません。</p>
<ol style="list-style-type: none">1 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。2 環境保全のためのボランティア活動を行う際は、推進員カードの携帯に努めること。3 本証を紛失し、又は破損したときは直ちに届け出ること。4 推進員の委嘱期間が過ぎたときは、速やかに返還すること。

※推進員カードの大きさは、テレホンカード大とする。

別紙第2号様式

沖縄県地球温暖化防止活動推進員カード事故届出書

沖縄県環境部環境再生課長 殿

住 所
氏 名

印

私は、下記のとおり沖縄県地球温暖化防止活動推進員カードを紛失・破損したので届け出ます。

記

1 事故の内容

- ・ 紛 失
- ・ 破 損
- ・ その他 ()

2 事故の発生日月日 平成 年 月 日

3 事故発生の理由

年 月 日

沖 縄 県 知 事 殿

住 所 _____
氏 名 _____

沖縄県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

次のとおり活動したので報告します。

日 時	年 月 日 ~ 月 日 時 ~ 時
○ 活動内容 (活動分野番号※：) ※下記活動分野を参考に番号を記入 	

活動分野

- ①地域での活動 (地域住民への地球温暖化防止に関する知識、情報等の提供)
- ②広域的な活動 (国、県及び市町村等が行う施策に必要な協力)
- ③職場等での活動 (職場内での実践活動、普及啓発)
- ④推進員同士の連携・自己研鑽 (連絡情報交換、先進地区への活動参加等)
- ⑤その他

○参考意見 (活動を通じて気付いたこと、アイデア、ユニークな事例等)

記入例

別紙第3号様式

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 _____
氏名 _____

沖縄県地球温暖化防止活動推進員活動報告書

次のとおり活動したので報告します。

日時	年 月 日 ~ 月 日	時 ~ 時
<p>○ 活動内容 (活動分野番号※: ①) ※下記活動分野を参考に番号を記入</p> <p>地区婦人会の中で、地球温暖化問題や家庭でできる省エネ対策の勉強会を開催した。</p> <p>地球温暖化問題について簡単に説明した後、環境家計簿(はじめようエコライフ!)等を活用して、家庭で直ぐに取り組める省エネ対策の必要性を具体例を示しながら説明した。</p> <p>その後、これまで各自で実践している省エネ活動についての情報交換や、地域環境センターから借用したビデオ「〇〇〇〇」観てもらい、地球環境保全のための意識啓発を行った。</p>		

活動分野

- ①地域での活動(地域住民への地球温暖化防止に関する知識、情報等の提供)
- ②広域的な活動(国、県及び市町村等が行う施策に必要な協力)
- ③職場等での活動(職場内での実践活動、普及啓発)
- ④推進員同士の連携・自己研鑽(連絡情報交換、先進地区への活動参加等)
- ⑤その他

○参考意見(活動を通じて気付いたこと、アイデア、ユニークな事例等)

×××地区婦人会では、全国一斉に電気を消すという「100万人のキャンドルナイト」キャンペーンと連携し、くらしの中での消灯を呼びかける運動を展開している。

また、温暖化に関する解りやすい「啓発パネル」や「パンフレット」等を作ってほしいとの要望があった。